

農地法第3条許可申請について

◎申請に必要なもの

1. 申請書 ・・・・ 1 式
2. 土地全部事項証明書 ・・・・ 1 通
※抵当権や地上権等の権利の設定がある場合は、権利者の承諾書を添付してください。
承諾書の様式は任意です。
※譲渡人の現住所と全部事項証明書に記載された土地所有者の住所に相違がある場合は、住民票又は戸籍の附票等、所有者の住所異動履歴がわかる書類を添付してください。（住民票は原則として、前住所地が記載されています。2 回以上転居し全部事項証明書の住所地の変更登記を行っていない場合は戸籍の附票が必要となります。）
3. 確約書 ・・・・ 1 部
4. その他
 - ア. 申請農地の**所在位置図**（住居地図等・申請地を明示してください） ・・・・ 1 部
 - イ. 賃借権、使用賃借権の設定は、その**契約書の写し** ・・・・ 1 部
 - ウ. 申請者が橋本市外の居住者である場合は、**住民票**を添付してください。
 - エ. 荒田、荒畑を譲り受けようとする場合や新規に農業に従事する場合は、**営農計画書**を添付してください。
 - オ. 橋本市外の農地を耕作されている方は、所在地の農業委員会が発行した耕作証明書を添付してください。

◎申請書記入要領

1. 面積はすべて、㎡で記入してください。
2. 土地の所在（小字名を忘れずに記入し）、地目及び面積は、土地全部事項証明書に従って正確に記入してください。
3. 申請書に記載された「記載要領」をよく読んで記入してください。
なお、申請書の記入要領は、次の（ア～オ）のとおりです。
 - ア. 所有権移転以外の申請を行う場合は、譲受（渡）人を取り消し線（———）で消し、借（貸）人等と記入してください。
 - イ. 「2 許可を受けようとする土地の所在等」について、登記簿地目及び面積と現況が一致しない場合は、次のとおり記入してください。
⇒現況において、農地の一部を小規模の農業用施設（農小屋、農道、水路等）として使用している場合、面積欄は「登記面積㎡のうち田又は畑㎡」と記入してください。
 - ウ. 農作業の従事日数は年間の農業（屋内作業を含む）に従事している日数を記入してください。
 - エ. 軽微な修正を行うために、申請書、確約書及び営農計画書の余白に捺印を押印してください。

農地法第3条の主旨

- 農地法第3条許可申請は、耕作を目的として農地の「所有権移転」又は「権利を設定」するための許可申請です。
従って次に列挙される場合は、農地法第3条申請に該当しませんのでご了承ください。
- ・取得又は貸借する予定の農地を自ら耕作する意欲がない場合
 - ・取得又は貸借する予定の農地を第三者へ貸付ける目的がある場合
 - ・申請地が荒廃するなどし、耕作することができない場合
 - ・転用を目的として農地の所有権を取得する場合

※申請書の受付締切日は、毎月15日頃となっています。

受付期間については、橋本市農業委員会のホームページにおいて公開していますが、農業委員会の都合により、変更となる場合がありますので、詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせください。

○お問い合わせ先

橋本市農業委員会事務局

TEL0736-33-1503（直通）

（R7.6月）